

子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

- 施設型給付
 - ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
 - ※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の微収も市町村が行うものとする

地域型保育給付

- ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
- ※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

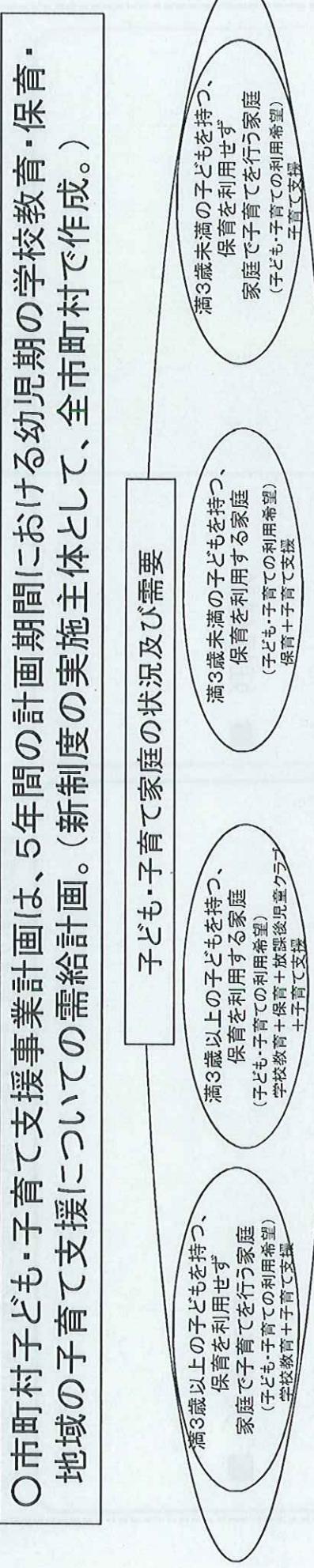
児童手当

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)→ 将來の検討課題

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、
 - ・一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等
 - (対象事業の範囲は法定)
- ※ 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施
- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①



需要の調査・把握(現在の利用状況＋利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況＋利用希望)、「確保方策」(確保の内容＋実施時期)を記載。

計画的な整備

子どもための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
*私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者
(施設型給付・地域型保育給付は、早期・夜間・休日保育にも対応)

地域型保育給付
※対象事業の範囲は法定



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の施設を受けたもの

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

<必須記載事項>

- **区域の設定** (第2項第1号)
- **各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期** (第2項第1号)
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第2号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第3号)

<任意記載事項>

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (第3項第1号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 (第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ③

- 市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント－「量の見込み」、「確保の内容」・「実施時期」
 - <量の見込み>
 - ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載（参酌標準）。
 - 住民の利用希望の把握が前提。（子ども・子育て支援法第61条第4項）
- <確保の内容・実施時期>
 - ・幼児期の学校教育・保育については、施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業による確保の状況を記載。
 - ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。
- (例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備
- ・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育 <量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3—5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0—2歳) <3号>

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子ども・子育て支援事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携